

令和5年度山形県障がい者相談支援従事者研修（現任研修）実施要領

1 目 的

様々な生活ニーズを有する地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な福祉、保健、医療、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことによりその中心的な役割を担う相談支援従事者を養成することを目的とします。

2 主 催 山形県

3 主 管 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

4 受講対象者

山形県内にある指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する方。

○初任者研修受講後初めて受講する方

過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。

○現任研修を過去に1回以上修了している方

次の①または②に該当する方。

①現に相談支援業務に従事している方。

②（現に相談支援業務についていない方の場合）過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。

【経過措置】

旧カリキュラム受講者（平成30年度から令和元年度の相談支援従事者研修（初任者研修）及び（現任研修）の修了者）は初回受講時のみ、上記の要件は求めません。

※ 相談支援専門員は更新が必要な資格です。初任者研修修了の次年度を初年度として、その後5年度毎に当研修を受講しないと失効し、相談支援専門員の業務が出来なくなります。（「相談支援専門員の資格有効期限と研修受講のイメージ」を参照のうえ、各々の資格有効期限を御確認ください。）

5 研修日程、会場

令和5年9月26日（火）、10月19日（木）、20日（金）、11月10日（金）

（第3日目と第4日目の間にインターバル実習があります。）

会場は受講決定時にお知らせします。

6 研修カリキュラム

詳細は受講決定後にお知らせします。

7 受講申込

(1) 申込方法

山形県ホームページに掲載の申込フォーム（やまがたe申請 山形県電子申請サービス）より申込みをしてください。

受講希望者1名につき1回の電子申請が必要です。

【重要】

電子申請の完了後、「申込完了」のメッセージ、「整理番号」「パスワード」が表示されます。（参考資料「電子申請の手順⑦申込完了」）また、案内通知送付先メールアドレス宛に受講希望者毎に【申込完了通知メール】が自動発信されます。画面に表示されない場合、メールが届かない場合申込が完了していない可能性があります。申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。

電子申請の流れ

「電子申請の手順」を参照してください。

- ① 「令和5年度山形県障がい者相談支援従事者研修の開催について」
<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25soudanshienkensyu.html>
「現任研修」「申込方法」にあるURLリンクをクリックしてください。
または、
「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」
https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action
「手続き一覧」の中から、「令和5年度山形県障がい者相談支援従事者研修（現任研修）受講申込」をクリックしてください。
- ② **利用者登録せずに申し込む方はこちら** をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、**同意する** をクリックしてください。
※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。
- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、**完了する** をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームのURLが送信されます。
※ この時入力したメールアドレス宛、受講可否通知等送付や、研修開催に関する変更が生じた際の連絡を行うため研修最終日までに使用することができるメールアドレスを入力してください。
※ 携帯会社のキャリアメールアドレスは受信容量が小さいため、通知等を受信できない場合があります。使用しないでください。
※ 迷惑メール対策やURLリンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。
- ④ URLから申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。
※ 氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。
※ メールが届かない場合は、申込みが完了していない場合があります。
※ システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。電子申請は早めに手続きしてください。
- ⑤ 申込み完了後は自動返信メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されているので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けてください。

【申込内容を確認する場合】「**申込内容の確認方法・申込内容の変更**」を参照してください。

トップページから **申込内容照会** を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

(申込内容照会：https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action)

【申込内容を変更する場合】

申込内容照会 メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「**修正する**」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

※注意事項※

修正を行うには、処理状況が **〔処理待ち〕** もしくは **〔返却中〕** の申込に限られます。

申込期限後の修正はできませんので、御注意ください。

必要書類等（以下の①～③に該当する方のみ提出が必要です。）

① 山形県以外で研修を修了した場合

・相談支援従事者研修（初任者研修）（現任研修）の修了証書の写し
（なお、山形県主催の研修を修了された方は不要です。）

② 研修修了時から氏名が変更となっている方

電子申請の入力フォームにその旨を入力し、氏名変更があったことを証明する書類を添付してください。（例：研修修了時の氏名が記載されている運転免許証のコピー、住民票の写し等）

③ 令和2年4月1日以降初任者研修、現任研修を修了した場合（資格の有効期限が令和7年度以降の方）

実務経験証明書（別紙2）

※ 相談支援業務とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における相談支援の業務が該当します。

申込締切日まで必要書類の写しを下記送付先まで郵送してください。

《送付先》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3-36

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課 宛

『現任研修添付書類 在中』と記載してください。（令和5年8月16日（水）消印有効）

(2) 申込締切日

電子申請：令和5年8月16日（水）17時00分まで手続き完了

※ 電子申請はそれ以降のアクセスは一切できません。また、期限を過ぎてからのお申し込みは全て無効となります。時間に余裕をもってお申し込みください。

※ **締切を過ぎたお申し込みは、いかなる事情があっても受付しません**ので、御注意ください。

※ なお、車椅子・手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら電子申請の際入力してください。

(3) 定員は72人とし、定員を超える申込みがあったときは、受講申込内容を基に次の点を考慮して受講者を選定します。（**先着順ではありません。**）

① 今年度更新期限の方を最優先とします。

(a) 平成30年度に初任者研修を修了し、現任研修を修了していない方

(b) 平成25年度に初任者研修を修了し、修了の翌年度から起算して5年以内に現任研修（1回目）を修了し、かつ6年以上経過後に現任研修（2回目）又は主任相談支援専門員研修を修了していない方

(c) 平成20年度に初任者研修を修了し、修了の翌年度から起算して5年以内に現任研修（1回目）、6年以上10年以内に現任研修（2回目）を修了し、かつ11年以上経過後に現任研修（3回目）又は主任相談支援専門員研修を修了していない方

② 山形県内の事業所で相談支援専門員として現在業務されている方又は今後従事する予定のある方

※ 山形県外の事業所に勤務または勤務予定の方の申込みは受け付けておりません。

(4) 受講可否の決定通知は、令和5年8月下旬にメールで通知する予定です。ただし、応募及び選考状況により遅れる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

（申込み時に記入したアドレス宛に送付します。郵送による通知は行いません。）

なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。

- (5) 受講決定者は必ず全日程の4日間出席くださるようお願いします。
遅刻及び早退した場合は修了と認められませんので御注意ください。

8 修了証書

全科目（講義、演習及び実習も含む）を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 定められた期日に事前課題の提出がない場合
- ◇ 私語、居眠り等著しく受講態度が悪いと判断した場合（研修とは関係のない携帯電話、スマートフォン等の使用等を含む）
- ◇ 研修内容の理解に欠け、獲得目標水準に達することが著しく困難と判断される場合
- ◇ 受講申込の内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正行為があった場合は、修了証書交付後であっても受講を取り消す場合があります。

9 受講者があらかじめ準備するもの

「障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編」 「日本相談支援専門員協会＝監修／小澤 温＝編集」
【3,080円（税込み）】

受講するためには、上記テキストを購入していただく必要があります。受講者は、あらかじめ当該テキストを準備し、当日持参してくださるようお願いします。テキストは、参考1「FAX申込書」により購入することができますので、適宜活用してください。

【留意事項】

研修会場での販売等はしませんので、必ず各自で準備してください。

なお、送付には1週間程度の日数を要しますので、前もってご準備くださるようお願いします。

10 その他

- (1) 研修の受講料として1名につき10,000円を申し受けます。（徴収方法は受講決定時に連絡します。）
なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。
- (2) 旅費等の研修にかかる費用は、各所属において負担してください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症による重症化リスクが高い方への感染防止のため受講の際にはマスク着用等の御協力をお願いします。研修実施中は適宜会場内の換気を行いますので、各自上着等で温度調整をお願いします。
なお、今後の国の動向等により対応等に変更がある際には、山形県のホームページ等でお知らせします。
- (4) 山形県内の各市町村相談支援体制の整備のため修了者の情報について、各市町村の障害福祉担当部署と情報共有する場合がありますので、応募に当たりあらかじめ御了承ください。
- (5) なお、研修の開催に際し変更があった場合には、下記URL（山形県ホームページ）に掲載しますので、適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25soudanshienkensyu.html>

《受講申込先 受講申込に関する問い合わせ》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3-36

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課

TEL 023-623-9127 FAX 023-623-9123

《研修制度（資格要件等）に関する問い合わせ》

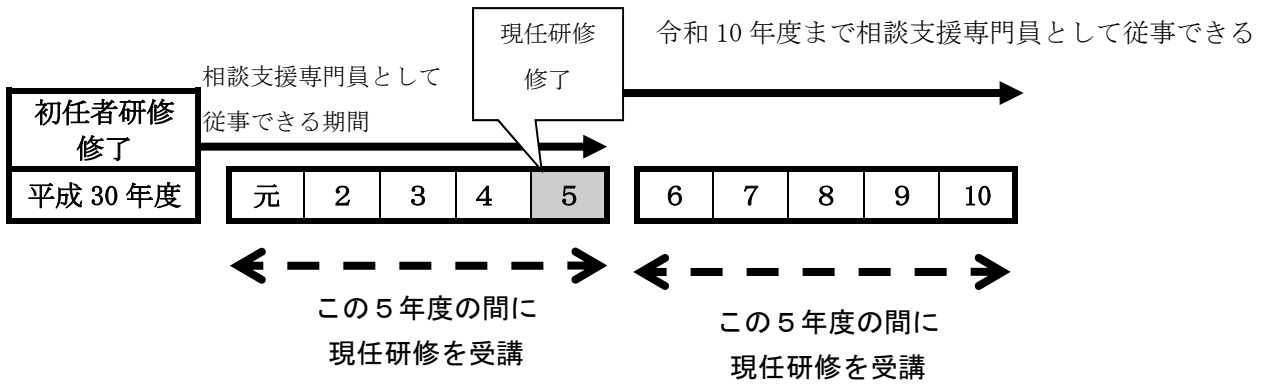
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当：遠藤、綿貫

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111

<参考> 相談支援専門員の資格有効期限と研修受講のイメージ

【例1：平成30年度に初任者研修を修了した場合】



【例2：平成25年度に初任者研修を修了し、平成28年度に現任研修を修了した場合】

